

2022年10月17日

健康年齢少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

健康年齢少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、新型コロナウイルスの感染拡大により医療提供体制が逼迫している状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養している場合(いわゆる「みなし入院」)においても、「令和ながいき医療保険」(以下、当社保険といいます)の給付金の支払対象とする特別取扱いを実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日(月)以降は、全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定する方針が示されました。

これに伴い、2022年9月26日(月)以降は、「重症化リスクの高い方」に該当しない場合、発生届がなされず、感染症法上の「健康観察」の対象となりません。

当社保険の給付金は「常に医師の管理下において治療に専念している」ことをお支払いの要件としており、「健康観察」の対象とならない場合はお支払いの要件に該当しないことから、2022年9月26日(月)以降、当社保険の給付金の支払対象とする「みなし入院」の範囲を下記のとおり変更いたします。

記

1. 当社保険の給付金の支払対象とする「みなし入院」の範囲(2022年9月26日以降)

以下の「重症化リスクの高い方」が、新型コロナウイルス感染症に感染し、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養している場合

重症化リスクの高い方
・65歳以上の者 ・入院を要する者 ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な者 ・妊婦

なお、上記に関わらず、医療機関に入院している場合には、所定の条件のもと当社保険の給付金の支払対象となります。

2. 2022年9月26日より前に新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養している場合

2022年9月26日より前に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設および自宅等に
て医師等の管理下で療養している場合は、給付請求手続き時期に関わらず、これまで通り、重症
化リスクの高い方に限定せずに、当社保険における給付金の支払対象といたします。

3. みなし入院に関する請求に必要な書類

My HER-SYS 療養証明書、入院時の領収書等入院した事実がわかる書類をご用意ください。

なお、医師の診断書を申請いただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上